

# 寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）の概要

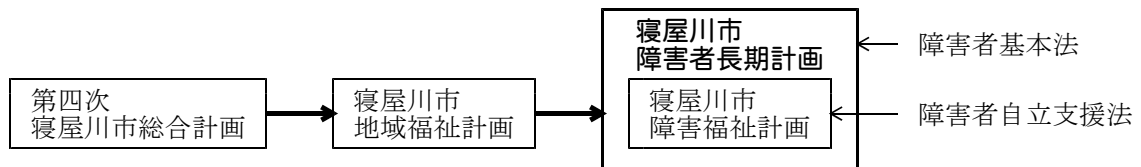
## 計画の目的

○平成10年6月に策定した「寝屋川市障害者長期計画」の成果と課題をふまえつつ、障害者自立支援法の制定をはじめとする障害者支援をとりまく状況の大きな変化に対応し、今後の取り組みをすすめていくうえでの方向性を定めるために、「寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）」を策定しました。

## 計画の位置づけ

○障害者基本法に基づく市町村障害者計画です。そのため障害者基本法の規定に基づき、国の障害者基本計画および府の障害者計画を基本とするとともに、「第四次寝屋川市総合計画」、「寝屋川市地域福祉計画」とも整合性を図るよう策定しました。

○障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の上位計画です。したがって「寝屋川市障害福祉計画」は本計画と調和を図り、具体的に推進していくための計画と位置づけて策定しました。



## 計画の期間

○長期的な視点にたった総合的かつ計画的な取り組みを推進するよう、平成20年度から平成29年度までの10年間の計画として策定しました。

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	→
10年度～寝屋川市障害者長期計画	寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）										→	
寝屋川市障害福祉計画（第1期計画）	寝屋川市障害福祉計画（第2期計画）	寝屋川市障害福祉計画（第3期計画）	寝屋川市障害福祉計画（第4期計画）									→

## 計画の策定方法

○市民・当事者のニーズをふまえた計画とするよう、公募による市民および当事者・事業者等の関係団体・機関代表者等が参加する「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」における意見交換をふまえて策定しました。

○市民の意見を広く聴くため、計画案に対するパブリックコメントを実施するとともに、市民・当事者のニーズや意見を広く把握するためのアンケート調査やヒアリング等を実施しました。

## 計画の進行管理

○「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」において、計画に基づく事業の推進方法に関する検討や、進捗状況の点検・評価などを行います。

○「寝屋川市障害福祉計画」で重点的に取り組むべき事項や数値目標等を検討し、具体的な推進を図ります。

## 計画の体系

### 障害者支援の基本方向

ノーマライゼーションのまちづくりの基本理念

**みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり**

### 障害者支援の視点

- (1)だれもが地域で心豊かに暮らしていくうえで必要なことを支援します
- (2)一人ひとりの思いや自分らしさを尊重して支援します
- (3)地域のさまざまな力をつないで支援します

### 障害者支援の目標

- |                     |                         |                       |
|---------------------|-------------------------|-----------------------|
| (1)だれもがともに暮らせるまちづくり | (2)一人ひとりの思いや力を活かすしくみづくり | (3)自分らしい生活を支えるサービスづくり |
|---------------------|-------------------------|-----------------------|

### 障害者支援の推進方向

#### I. だれもがともに暮らせるまちづくり

1. 障害についての理解と支えあいの推進
  - (1) 障害についての理解の推進
  - (2) 地域で支えあう活動の推進
2. 快適で安全な生活環境整備の推進
  - (1) だれもが利用しやすいまちづくりの推進
  - (2) 安全なまちづくりの推進

#### II. 一人ひとりの思いや力を活かすしくみづくり

1. 生涯を通じた発達と学習への支援の充実
  - (1) 継続的な支援のしくみづくり
  - (2) 障害児の療育・教育の推進
  - (3) 生涯学習の推進
  - (4) 自立生活に向けた支援の推進
2. 就労や社会的活動への参加の推進
  - (1) 一般就労の推進
  - (2) 福祉的就労や日中活動の推進
3. 身体とこころの健康づくりとリハビリテーションの推進
  - (1) 保健・医療・リハビリテーションの推進

#### III. 自分らしい生活を支えるサービスづくり

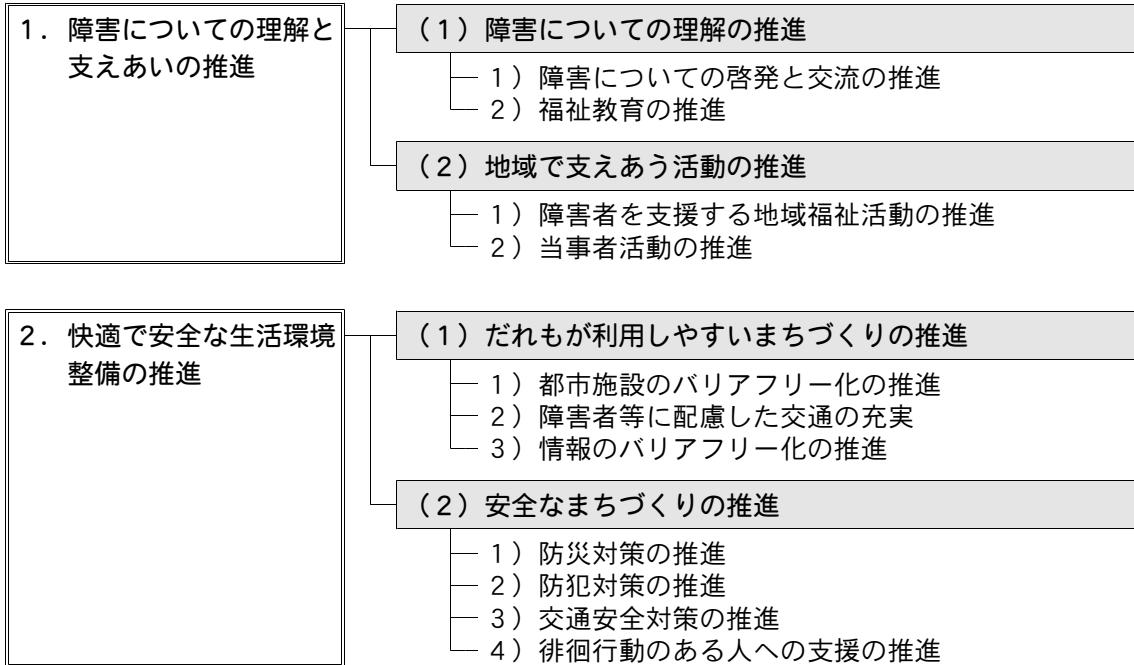
1. 情報提供と相談支援の充実
  - (1) 情報提供と相談支援の充実
2. 生活を支援するサービスの充実
  - (1) 地域での生活や介護を支援するサービスの充実
  - (2) 居住の場の確保の推進
  - (3) 経済的安定のための支援
3. 権利擁護に対する支援の充実
  - (1) 権利擁護に対する支援の充実

### 計画推進のための取り組み

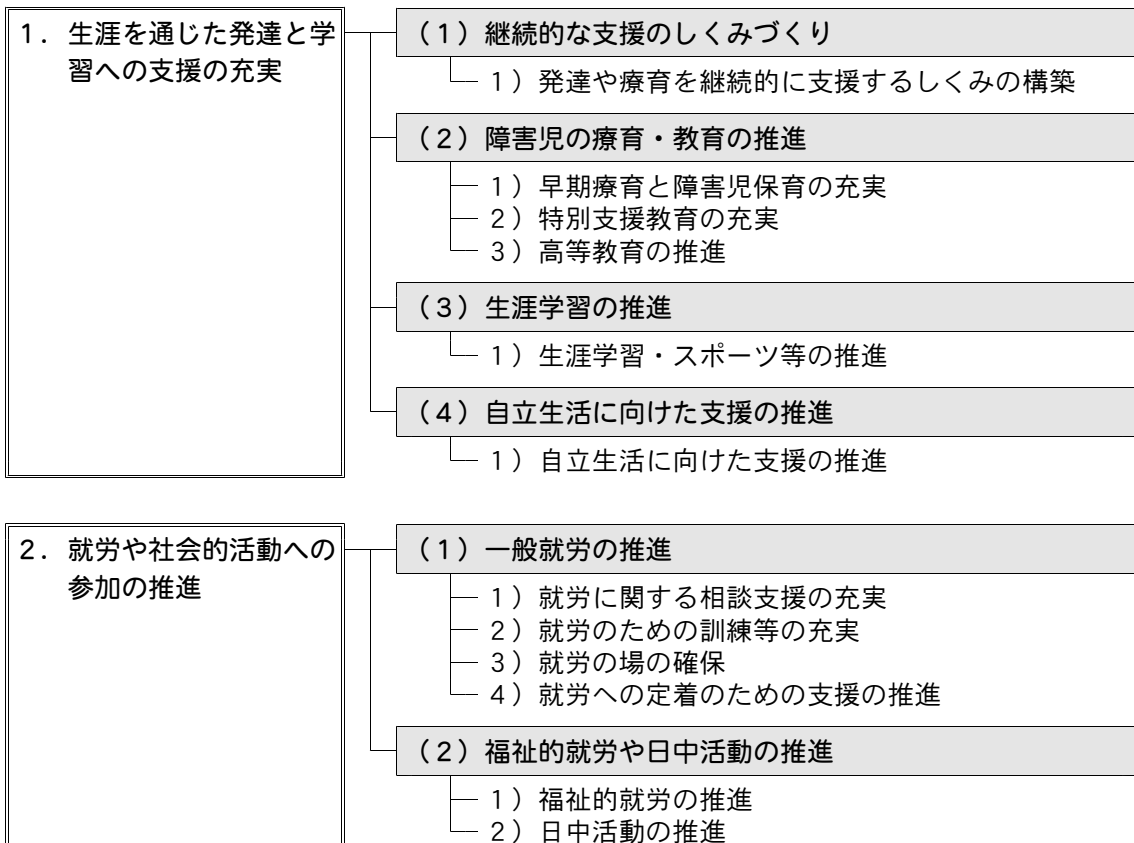
- (1) 計画推進体制の充実
- (2) 事業の推進体制の充実
- (3) 計画的・効果的な事業実施の推進

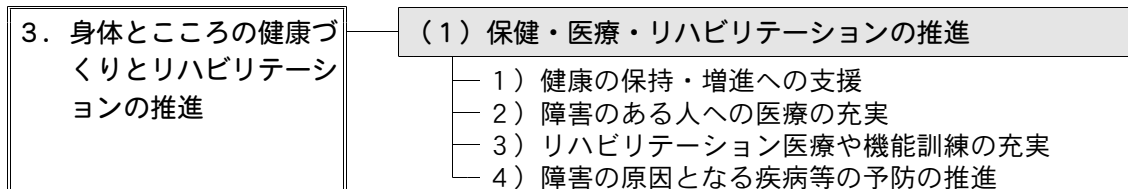
## 障害者支援の推進方向【体系】

### I. だれもがともに暮らせるまちづくり



### II. 一人ひとりの思いや力を活かすしくみづくり





### Ⅲ. 自分らしい生活を支えるサービスづくり

